

## AI・データの利用に関する契約

我々は、ビッグデータを含むデータを活用することによって新たな価値を創出することができますが、データの流通・利活用にはリスクも存在します。そして、より大きな価値を創出しつつ、リスクをできるだけコントロールするためのツールとして、法律および契約を利用することができます。

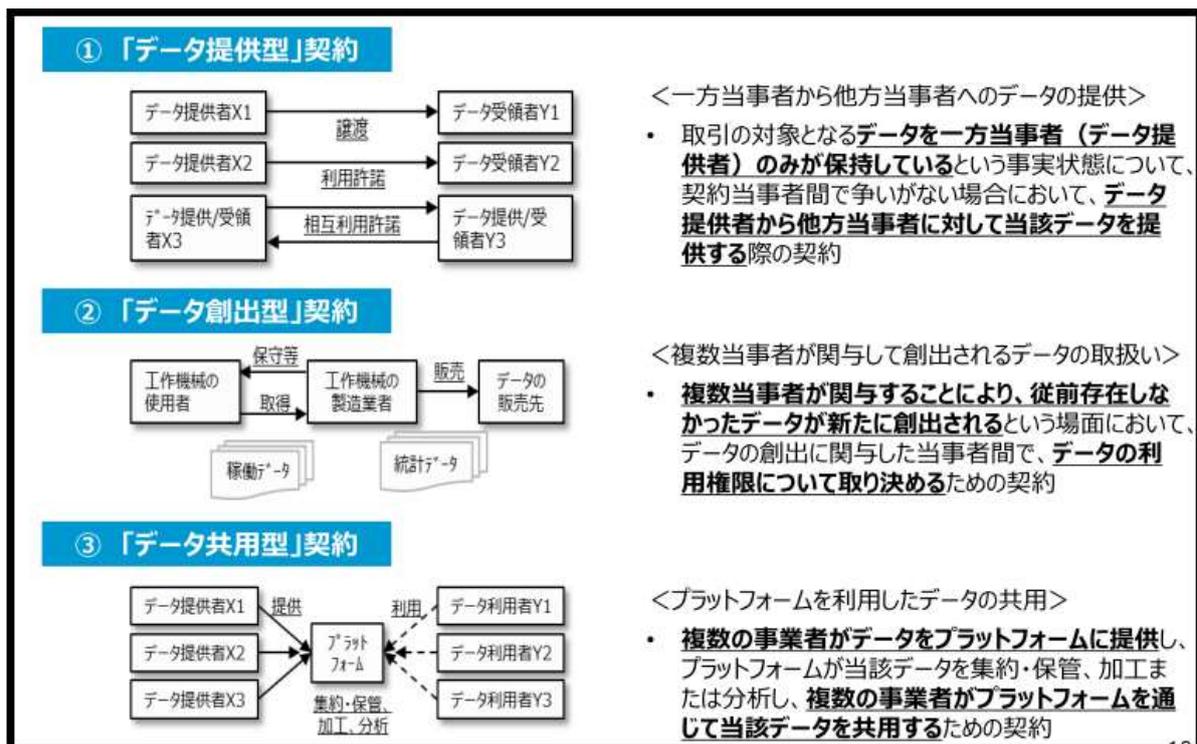
経済産業省は、AI・データの利用に関する契約ガイドラインを公表しています（2023年6月現在、AI・データの利用に関する契約ガイドライン1.1版〔以下、「G」とします。〕が令和元年12月に公表されている）。

以下では、「データ契約」について、その概要を紹介します。

【注】「データ」は、パーソナルデータを含まないデータを想定しています。

### 1. データ契約の類型

本ガイドラインは、基本類型として3つのデータ契約類型を挙げている。



(経済産業省情報経済課 AI・データの利用に関する契約ガイドラインの概要 P10)

なお、「プラットフォーム」の用語は、異なる企業グループに属する複数事業者から提供されるデータを集約・保管し、複数の事業者が当該データを共用することを可能にする場所という意味で用いられている。(G.P69)

## 2. データ提供型契約

ここでは、各類型における主要なポイントについて概説する。

### (1) データ流出等のリスク対策 (G.P20)

データの流通と利活用は、データ流出や不正利用など一定のリスクを伴うため、例えば下記の規定を契約書に加えることによってリスクを最小化すべきである。

#### ①秘密保持義務

データ保持者から提供されるデータ（以下「提供データ」という。）には、営業秘密等が含まれることが多いため、データ受領者に対して秘密保持義務を課することが重要である。

#### ②管理等

提供データにアクセスできる者、提供データを保管するサーバ、提供データの管理方法等について具体的に定めるべきである。データ提供者が、データ受領者に対して、報告や立入検査を求めることができる旨の規定を設けることも一案である。

#### ③損害賠償額の予定

営業秘密等の流出による損害額の算定は困難であるから、損害賠償額の予定を定めておくことは有用である。ただし、「損害賠償のリスクを負担してでも、営業秘密等を流出させる方がメリットである」と判断されないよう、相応の金額を定めておくべき点に留意すべきである。

### (2) 利用条件等

誰にデータの利用権限を付与し、どの範囲で利用を認めるのか、また、当該データを利用して発生した利益をどのように当事者間で分配するか等について定めるべきである。

### (3) 派生データの取り決め (G.P31～)

提供データを加工、分析、編集、統合等することによって、新たに生じたデータを「派生データ」という。これは、データ受領者が提供データを活用することによって生成したものであるから、提供データとは別のデータである。したがって、派生データの定義や利用権限および利益の分配等について、別途、取り決めておく必要がある。

### (4) 提供データの品質 (G.P33～)

提供データが不正確である、第三者の知的財産権を侵害している等品質に問題がある場合は争いとなり得るので、提供データが適法かつ適正な方法によって取得された旨の保証やデータ提供者が責任を負う範囲を契約に明記することが望ましい。

(5) データ提供の利用により生じた損害負担 (G.P34～)

データ受領者が提供データを利用した場合に、第三者から知的財産権を侵害するとして損害賠償を請求されるような場合がある。データ提供者はデータ受領者に対し、提供データに起因した紛争についてのみ一定の補償を行うなど、データ受領者と第三者との間の紛争解決に要した費用の負担やその範囲について取り決めておくべきである。

### 3. データ創出型契約

(1) データ流出等のリスク対策

「2. データ提供型契約」と基本的に同様であるが、本類型の特徴を踏まえる必要がある。例えば、創出したデータの漏えいを防止する場合は、両当事者が当該データの秘密保持義務を負う必要がある。

(2) 対象、利用条件等 (G.P55～)

複数事業者の関与の下で新たにデータが創出されるため、その対象を明確にし、利用目的や範囲等の利用条件を定めるべきである。また、データ保管費用の分担も定めると良い。

(3) 加工等及び派生データの取り決め

創出されたデータに何らかの加工等がされることによって、新たに価値を有する派生データが得られる。そのため、(2)とは別に、データの加工方法、派生データの利用権限等について定める必要がある。

(4) 第三者への提供

本契約類型では、第三者へ各データを提供又はライセンス等することにより、他の経済活動に使用される場合がある。そこで、収益分配の算定方法、第三者への利用制限、データに関する当事者間での責任関係等を取り決めておくことが望ましい。

### 4. データ共用型契約 (プラットフォーム型契約)

本類型では利用規約が適用されることが多い。少なくとも、①データ提供者とプラットフォーム事業者間の利用規約と、②データ利用者とプラットフォーム事業者間の利用規約というふたつの側面が存在する。また、データ提供者がデータ利用者となる場合もある。

(1) 利用範囲 (G.P97～)

どの提供データについて、誰が、いつ、どこで、どのような目的で、どのような態様・方法で共用・活用するかという要素の全部又は一部を組み合わせることで規定されることが多い。

(2) 派生データ等（成果物）（G.P90～、100）

派生データ、派生サービスが利用データ、利用サービスに相当することについて参加者間で共通認識が持てるよう、留意すべきである。

プラットフォーム事業者が、派生データ等の成果物を創出した場合の知的財産の取り扱い（プラットフォーム事業者に単独帰属するのか、データ提供者に帰属するのか、又は共有とするのか等）について規定しておく必要がある。また、データ利用者が、プラットフォームから提供を受けた派生データ等の成果物を共用して生じる成果物の取り扱いについても規定しておく必要がある。

(3) プラットフォーム事業者（G.P95～、102）

中立性、信頼性を確保するために、データ提供者及びデータ利用者とは資本関係や事業関係のない者がプラットフォーム事業者になる場合も多い。

提供データの保管義務、サイバーセキュリティ対策を行う義務がある。また、データ提供者及び利用者が何時でもプラットフォームにアクセスできる状態を原則とし、不可抗力の場合の責任について定めておくことが望ましい。

プラットフォーム事業者が提供データについて責任を負わないとするとデータを提供する者が現れない可能性もあるため一定の範囲で提供データの取り扱いについて責任を負う旨の規定を置くべきである。

苦情処理、紛争処理の手續等についても明記すべきである。

(4) データ提供者・データ利用者（G.PI05）

不正アクセスの禁止等の禁止行為を規定する場合がある。また、データ提供者に対して一定期間又は一定量のデータ提供を義務づける場合や、データ利用者に対して利用データを第三者へ提供することを禁止する義務を課す場合がある。

(5) 脱退時・終了時における提供データや成果物の取り扱い（G.PI06）

データ提供者又はデータ利用者がプラットフォーム事業から脱退した場合、プラットフォーム事業者が提供データを加工・分析してデータ利用者に提供しているデータやアプリケーション、サービスについても終了すべきか、またデータ利用者が当該提供データを活用することについても終了すべきか問題が生じる。そこで、データ提供者が脱退した場合でも、成果物等には影響を及ぼさない旨を規定しておくことが望ましい。

また、提供データ等の消去義務やデータの返還についても取り決めておくべきである。

以上